

令和7年度第2回 草津市政治倫理審査会 議事録

会議名	令和7年度第2回 草津市政治倫理審査会
開催日時	令和8年3月23日（月） 10時00分から11時15分まで
開催場所	庁議室
議題	議事内容 ◆審査等請求に係る政治倫理規準等違反の存否について ◆その他
出席者	委員：北村委員、酒屋委員、須藤委員、中谷委員、中山委員、山本委員 事務局：総務部…金森部長、有村総括副部長 総務課…高阪課長、酒徳主任、大橋主任 広報課…名和川参事
傍聴者	3名
報道機関	2名（京都新聞、読売新聞）

< 議事概要 >

【1】事務

- (1) 審査会の公開の可否および撮影録音の取扱いについて
 審査会については公開、以降の撮影・録音については御遠慮いただくことに決定（異議なし）
- (2) 議事録の取扱いについて
 記録の内容について、次回の審査会で確認し、委員長に署名または押印をいただくことに決定（異議なし）

【2】審査等請求に係る政治倫理規準等違反の存否について

- (1) 調査および聞き取り結果等について
 事務局にて、第1回審査会後の調査および聞き取り結果等について資料に基づき説明
- (2) 審議について

委員： 第1回から今回までの間に、事務局がアンケート調査や聞き取り調査を行い、手元の資料に結果がまとめられている。今回、私たちが行わなければならないことは、議会にお返しする報告書を作成するための審議である。手元に事務局が用意した前回（令和元年度）の政治倫理審査会の報告書が参考として配布されている。

前回は議員の神社への寄付の問題であった。この時の報告書の中で、審査会の判断という箇所を御覧いただきたい。

まず、政治倫理条例の趣旨を踏まえ、当該案件が政治倫理条例のどの条項に該当するものかを判断する必要がある。

次に、それを踏まえ、審査会の判断の理由と、付帯意見として意見を付すということになっている。

それではまず、本案件が該当する条項についてであるが、草津市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号に規定されている「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」だと思われるが、いかがか。

委員： 該当すると思う。

委員： 私もそう思う。小学校のいじめの典型例のようなことを大の大人が、ましてや議会の議長がしてしまったというのは、許されることではない。人権を侵害するような行為をしてはならないというのは政治倫理条例の基本中の基本だと思うので、該当すると思う。

委員： 該当するとなると、西村議員本人の話を聞かなければ、最終的に確定させることは難しいと思うのだが、いかがか。該当しないのであれば、本人の話を聞く必要はないと思う。

委員： アンケートによる聞き取りにするか直接出席してもらうかが難しいところである。公共の場に呼び出し、加害者である方からお話を聞くとなると、言葉は悪いが吊るし上げのような状態になってしまう。加害者本人を精神的に追い込むようなことがあってはならないので、出席を求める際は非公開で開催したいと思う。

委員： アンケートによる聞き取りでも良いのでは。

委員： アンケートによって聞き取りを行うとなると、本人からの返事に対して即座の応答ができなくなるので、おそらく難しいと思う。出席いただくことを前提に話を進めた方が良いと思う。

委員： すでに謝罪はされたのか。

委員： そうである。すでに当事者間で事実関係を認めており、議会内での対応も進んでいるところである。そのため、事実関係を否定されるということはないと思うが、本人の言い分をお聞きする必要はあると思う。西村議員には何も聞き取りを行っていないため、反論の機会を設ける必要がある。

委員： 議会内で事実関係を認めたというような議事録などがあればよいのだが。

事務局： 西村議員には直接は何も聞き取りを行っていないので、記録としては存在しない。

委員： 今回の件を審議するにあたって調べたのだが、地方議会での議員間のハラスメントというのは実は非常に多く、他自治体でも主に政治倫理審査会がその案件の対処を受け持っているところが多い。どこも原則公開の政治倫理審査会であるが、本人に出席を求めるような場合は非公開となっている。本人の出席の場面だけ非公開にすればよい。

また、被害を受けた議員にも出席を求めることができるが、いかがか。被害を受けた議員は、求められれば出席するという意思をお持ちのようであるが、西村議員だけでよいか。

委員： 加害者だけ直接お話を聞く場を設けてもらえて、被害者の自分には設けてもらえないのか、と思われるかもしれないため、被害を受けた議員には、西村議員には出席を求めることになったがいかがか、というふうに聞いて

みても良いかもしれない。

委員： それでは、西村議員には出席を求めるが、被害を受けた議員はどうか、という聞き方をして、もし出席したくないということであれば欠席で構わないか。

委員： 被害を受けた議員にはすでにヒアリングを行っているため、審査会としてはそれで足りているという認識だが、本人が出席したいという意向があるならば出席いただくという方向で良いのかと思う。

事務局： 西村議員がもし公開の場で出席したいとおっしゃった場合は公開で行うか。それともいずれにしても非公開か。

委員： 難しいところである。草津市でのハラスメント関係での政治倫理審査会は初めてであり、今回対応を誤ると次回以降これが前例として残ってしまう。

委員： 被害を受けた議員の立場を考えると、やはり二次被害が恐いため、非公開の方が良いと私は思う。

委員： 加害側を責めすぎると、後々精神的に追い込まれてしまうようなことにもなりかねないため、できる限り非公開で行う方が良いかとは思う。

各委員： 非公開で良いと思う。

委員： それでは、ハラスメント案件の場合に本人へ出席を求めるときは非公開ということで決定する。

事務局： 一度確認させていただく。

今、被害を受けた議員にも出席の意向をお聞きするという意見になったが、出席の意向をお聞きした結果、第1回の審査会後のヒアリングの際に答えてくださったように、審査会に出席を求められるのであれば出席するという回答だった場合はどうすればよいか。つまり、出席の判断をこちらに委ねられた場合はどうすればよいか、確認をしておきたい。

委員： 審査会に判断を委ねられた場合は、出席をお願いするという方向で良いか。

各委員： 良い。

委員： それでは、西村議員から直接お話を聞くまでは政治倫理規準に違反するかの判断は保留となるが、以降は一旦、違反する可能性が高いという前提で話を進めさせていただいてよろしいか。

各委員： 良い。

委員： 次に、報告書の付帯意見についてだが、まず、その意見の付し方というのが政治倫理審査会の仕組み上なかなか難しいというところを説明させていただく。

本案件は草津市議会議員政治倫理条例に基づく審査等請求であり、それに対して私たちは市長から付託され審議を行っているわけであるが、この審議の結果は議会に直接報告するものではなく、市長に報告するものである。その後は、市長が議会に対してその報告書の写しを送付するだけで終わってしまう。

他の多くの自治体の政治倫理審査会は、市長部局の附属機関としてで

はなく議会の附属機関として設置されている。議会が設置している機関なので、そこでの審議結果を直接議会に返すことができる。そのため、議会に対して非常に厳しい措置を行うことができ、議会もそれに従わなければならないという仕組みである。

しかしながら草津市の場合は、この審査会の成り立ちは、昔市長が政治倫理に反するような行為を行ったことによるものであり、まず草津市長の政治倫理に関する条例というものが作られたことがきっかけである。その後、議員を対象に同様の政治倫理条例というものが作られ、本来であれば別途審査会を設けるべきであったが、議員の政治倫理に関する審査等請求は市長部局の附属機関である本審査会に付託するような仕組みとなった。そのため、議会という市長部局とは独立している機関に対して、審査会がなかなか厳しい措置を要求することが難しいものとなってしまった。もちろん、報告書に付帯意見として意見を付することはできるが、それも市長を通して返されるものであり、議会に対して直接働きかけるといことがなかなか難しい構造になっている。まずはこの仕組みについて御理解をいただきたい。地方自治というものは二元代表制のもと成り立っているものであり、議会は自律的な存在であるため、議員の身分に関わることや懲戒に関わることは議会の専決事項であって、私たちが拘束力を持たせるようなことはできないし、厳しい措置を要求することも難しいということ踏まえた上で、報告書の付帯意見を検討していきたい。

議会としてはハラスメント研修をすでに実施し、西村議員にも受けていただいているということである。また、被害を受けた議員への聞き取りにより、現在、今後このような問題が起きないようにするための仕組み作りに取り組まれているということまでは判明している。ただし、この仕組み作りが現時点でどこまで進んでいるのかは不明である。

以上のような状況で、私たち審査会がどのような意見を付するべきかということ、委員の皆様から御意見いただきたい。

委員： 市長に報告書を返し、市長から議会へ報告書の写しを送付する際は、市長は単なる伝達役に過ぎないのか。何らかの裁量はないのか。

委員： ない。

委員： 機械的に送付されるだけなのか。

委員： 条例には「報告書の写しを直ちに送付しなければならない」と規定されているため、機械的に送付されるだけであろう。委員長から市長に報告書を渡す際に何か一言添えて、それを議会に伝えていただくということもできないのではないのか。

委員： できない。市長は自律性のある議会に対して何も意見することはできない。

委員： 報告書にしっかりと私たちが意見を付しておけば、最終的には議会にきちんと伝わる。

委員： そうである。

事務局： 少し補足させていただく。

条例では、第8条で「議会は、審査会の報告事項を尊重し、政治倫理規準等に違反したと認められる議員に対し、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。」となっているため、最終的には議会も本審査会の意見を受けて、対応は行うものと考えられる。

委員： 議会も、毎回この政治倫理審査会の意見というのは重く受け止めてくださっている。前回（令和元年度）の審査会の際も、私たちの意見に対して非常によく耳を傾けていただいた。ただ、仕組み上はただ報告書が送付されるにすぎないというものである。

上記のことを踏まえて、いかがか。

実は私の方から1つ提案があるのだが、よろしいか。

各委員： よい。

委員： この草津市議会議員政治倫理条例には、「ハラスメント案件をどのように扱うか」といった条文がない。

しかし、全国の議会を調べてみると、議員間の争いや議員の職員に対する高圧的な態度が非常に多く、問題になっている。

そのような行為が政治倫理規準に違反するというのを、条例を改正して明文化し、全国並みの条例にしていってほしいという意見である。

本案件のような議員のハラスメント問題を、条例に違反するの可否か政治倫理審査会が判断しやすくしていただきたい。

委員： そのような条文を1つ追加するというものか。

委員： そうである。条例を改正し、議会内のハラスメント行為を政治倫理規準に違反するものとして位置付けていただきたい。そうすることで、議会内で人権意識の乏しい発言というものがなくなっていくと思われる。

委員： 全国の地方議会では標準的なものとなっているということ意見をいうことか。

委員： 標準的と言い切れるまでは調べ切れていないが、全国の地方議会では政治倫理条例にハラスメントに関する条文が入っていることは珍しくない。

委員： 別途ハラスメントに関する条例を作るというわけではないのか。

委員： そういうわけではない。既存の政治倫理条例の中に入れ込む。別途ハラスメントに関する条例を作るということは、画期的ではあると思うが、それはなかなか大変なものである。条例を制定するということは非常に大変な作業を伴うので、現在の草津市議会議員政治倫理条例の第3条の中に入れ込めばそれでいいのではないだろうか。

委員： 確認だが、今回はまだ西村議員本人への聞き取りができておらず、ハラスメント行為の有無の判断はまだできていない段階で、ある程度その可能性が高いという前提のもと審議を行っているが、委員の案というのは西村議員のハラスメント行為の有無とは別に、付帯意見として報告書に付した方がよいというものか。

委員： そうである。

委員： 承知した。

委員： 全国的にも議員間のハラスメント問題が多いということは疑いようのない事実であるので、今回の案件は別としても付した方が良いと考える。

委員： 反対というわけではなく、この案件とは独立して意見するというものかどうかが気になったところである。

委員： この案件に限らず、今後のハラスメント行為の防止のためにこういった措置を取るのが良いと思う。

委員： ハラスメントに関する条項をわざわざ設けなくても、現行条例の第3条の文言「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為」の「行為」の後ろに「(ハラスメント行為等を含む。)」と加えれば良いのではないか。

委員： ハラスメント行為の定義が明文化されていることが重要なので、条項を別に設けるべきである。

事務局： 今、参考に他市の条文を確認してみたのだが、委員が提案されているのは、草津市議会議員政治倫理条例でいう第3条第1項第6号の後ろに第7号として「その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、また圧力を与える行為およびセクシャルハラスメント、パワーハラスメントその他の人権侵害のおそれがある行為をしないこと。」といった条文を設けるということによろしいか。

委員： そうである。

委員： 被害を受けた議員への聞き取りの中で、西村議員が今後ハラスメント問題等に対する解決チームの作成を約束してくださったとされているが、そのようなものを今後作成するのであれば、ハラスメントに関する条例を別途制定した方が良いのではないか。その方がその解決チームやその他の仕組み作りも行いやすいと思う。現行条例の第3条に足す1文にそこまで入れ込んでいくとバランスが悪くなるので、こちらで現行条例第3条に入れ込むよう指定しない方が良いのではないか。

委員： 議会が制定する意思があるのであれば、別途ハラスメントに関する条例を制定していただく方が望ましいかと思う。

この件の難しいところは、市長部局のハラスメント案件とは別で議会でのハラスメント案件なので、議会が自律的に解決しなくてはならないということである。議員のハラスメントに対応する組織作りを議会が自律的に行うことが果たしてできるのかということもあるが、「それに取り組みなさい」ということは、付帯意見として言えるものであると思う。

委員： ところで、現在、草津市のハラスメント指針というのは議員も対象になっているのか。

事務局： なっていない。草津市と教育委員会で作っており、「私たち職員は」という建付けになっているため、職員だけである。

委員： 少し話が脱線するが、草津市は議員から市民や職員に対してハラスメント的な行為があった際に、市民や職員が相談できる外部相談窓口というのは設置しているのか。

- 事務局： ハラスメントに限らず、圧力等を受けた場合に職員が相談できる庁内相談員というものは設置している。市民が受けた場合の窓口はおそらく設置していなかったと思われる。
- 委員： この審査会でそこまで意見できるのかは疑問があるが、職員が受けた場合、相手が議員となるとなかなか相談しにくいところもあると思うので、そういった場合のための外部相談窓口があった方が良いのではないかと思う。
- 委員： 審査会として意見しても良いのではないだろうか。まずは条例制定を行ってもらい、次にそれに対応した仕組み作りを行っていただくのは良いことかと思う。議会内に中立的な組織を設置した方が良いということ意見をするのが良いと思う。
- 委員： 本審査会をもう1つ設置するという事か。
- 委員： それでも良いと思う。現在は市長部局の附属機関として本審査会が設置されているが、これと同様の附属機関を議会の方にも設置すれば良いと思う。委員の構成は同じで構わない。議会に直接措置を要求することができる機関を議会が自ら設置すべきである。
- 事務局： 先ほどの外部相談窓口の件であるが、現在すでに外部相談員として職員が相談できる弁護士は設置している。議会事務局の職員も対象である。
- 委員： それは議員からのハラスメント行為も相談できるのか。
- 事務局： 職場での問題の相談窓口なので、できる。
- 委員： ただし、職員間のハラスメント問題であれば、加害者も職員であるので懲戒処分を行うことで対応ができるが、加害者が議員である場合は、市長部局が加害者である議員に対し懲戒処分を行うことはできない。議会がその事実関係を踏まえてどのような対応をするのかという問題になるので、加害者に対し十分な対応ができない場合があるというのも有り得る話である。
- 委員： 今議論している内容は将来的に必要なものであるから前もって話しているだけであり、今回の報告書の内容は、西村議員に出席を求め、直接の聞き取りを行った後に別途決めるということか。
- 委員： 最終的には今回の報告書に付する意見としては2本立てになると思う。1つは今回の具体的な案件に対するもので、もう1つはこのような案件がそもそも起きないようにするための仕組み作りをする必要があるというものである。
- 今回の案件に関してはすでに当事者間で和解も済んでおり、当事者間で終わった話に対して第三者である審査会が何か意見することはできない。それでもなお審査等の請求があったので、審議を行っているというものである。
- 委員： 政治倫理審査会は個別救済のためのものではないので、当事者たちが解決したと言っても、市民の利益の点からさらに何か行うべきことがあるのであれば、する必要がある。被害を受けた議員への聞き取り結果にあるハラスメント研修の実施はすでに行われたことがわかっているが、もう1つの「同様の案件が起きた場合の解決チーム作り」は現時点でどこまで進んでいるのか不明のため、次回西村議員が出席してくださった際に聴取する必要がある。それを踏まえて、付帯意見を考える必要がある。
- 委員： この解決チーム作りが現時点でどの程度進んでいるのかは、誰に確認すれ

ばわかるものか。

事務局： 被害を受けた議員からお聞きした話では、常設するものではなく、何か問題が起きた際にその個別の問題に対して作ることを約束しているようで、具体的に要領や方針、条例などを作っているわけではないとのことである。現在、議長は西村議員から別の議員に代わっているが、この件については口頭で引継ぎがなされているとのこともお聞きした。

委員： 条例を制定するというのはかなりの大仕事であるため、外部からの圧力がない限り、なかなか進まないと思う。

委員： もし現時点で具体的に定まっていなければ、こちらから意見を付すのが良いと思う。

また、ハラスメント研修であるが、1回は実施したとされているが、こういったものは継続的に実施しなければ意味がないので、継続的に行ってくださいという意見も付すと良いと思う。

委員： それは重要なことだと思う。前回（令和元年度）の神社に対する寄付行為の案件の時も、そもそもそのような行為が公職選挙法に違反するというのを、当事者だけでなく議会全体に理解してもらう必要があった。今回の件も、西村議員だけの問題ではなく、議会全体の問題として受け止めてもらう必要がある。そのためにも、研修の継続的な実施は意見した方が良いと思う。

委員： 少し話が戻るが、西村議員に出席を求める前に、草津市議会議員政治倫理条例第3条第1項に規定されている「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為」を判断する要素を確定させておいた方が良いと思う。場面やお互いの人間関係など、どのようなものであればこれに該当するのか定義しておかなければ、後ほどまた混乱するおそれがある。たとえば、飲み会などの私的な場とオフィシャルな場とでは、状況が変わってくる。

委員： どの場での発言であるかは、現時点のアンケート調査や聞き取り調査ですでにわかっており、それらから本案件が政治倫理規準に違反するという点については満場一致だと思う。本日確定させることはできないが、西村議員の話聞いた上でも意見はほとんど変わることはないと思う。後は本人からの弁明を聞くだけである。

委員： 異議なし。

委員： それでは、

- ・西村議員に次回の審査会への出席を求める。
- ・被害を受けた議員には出欠の意向を確認し、審査会に判断を委ねられた場合は出席を求める。
- ・聞き取りは非公開で行う。

ということよろしいか。

各委員： 異議なし。

【3】閉会

(1) 資料の持ち帰り禁止および報道の仕方（被害者への配慮）についてアナウンス

令和8年3月23日開催の第2回草津市政治倫理審査会の会議録は上記のとおりである。

草津市政治倫理審査会委員長 須藤陽子